

山梨県公報

第百七号

令和二年

六月二十五日

木曜日

目次

○土地改良区の定款の一部変更の認可(三件).....	三四三
○道路の区域変更.....	三四三
○急傾斜地崩壊危険区域の指定(二件).....	三四四
○建築基準法に基づく道路位置指定.....	三四五
○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出.....	三四五
○地方卸売市場の認定.....	三四五
選挙管理委員会	
○政治団体の名称等の届出.....	三四六
○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数.....	三四七
○県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数.....	三四七
○県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数.....	三四七
その他	
○審理の開始.....	三四七
正誤	
○令和二年六月一日付第一〇〇号中.....	三四八
○令和二年六月四日付第一〇一号中.....	三四八
○令和二年六月八日付第一〇二号中.....	三四八
○令和二年六月十一日付第一〇三号中.....	三四八
○令和二年六月八日付第一〇二号中.....	三四八

告示

山梨県告示第二百一十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和二年六月二十五日

年六月十六日鶴島土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和二年六月二十五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県告示第二百一十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和二年六月十七日御勅使川右岸土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和二年六月二十五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県告示第二百一十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和二年六月十七日村山六ヶ村堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和二年六月二十五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県告示第二百一十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和二年七月十六日まで一般の縦覧に供する。

令和二年六月二十五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 百三十九号
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
富士吉田市中曾根一丁目三九二六番一地先から	旧	一〇・五	二八六・四
富士吉田市中曾根一丁目三八六六番一地先まで	新	一六・五	二八六・四

一八・〇

山梨県告示第二百五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和二年六月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域
平成三十年山梨県告示第二百六十三号中の標柱番号三十一号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号四十一号の標柱を結んだ線、標柱番号四十一号から四十二号までの標柱を順次結んだ線、標柱番号四十二号と同告示中の標柱番号三十二号を結んだ線及び同標柱番号と同告示中の標柱番号三十一号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱番号四十三号から四十七号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号四十七号と四十三号の標柱を結んだ線に囲まれた区域

小柳	標柱番号	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七
	郡	大月市	同	同	同	同	同	同
	市	同	同	同	同	同	同	同
	町村	猿橋町	同	同	同	同	同	同
	大字	猿橋	同	同	同	同	同	同
	字	大西	同	同	同	同	同	アツクメ
地番	三二〇番地先国 有地	同	同	一九五番四	同	同	同	二八九番

山梨県告示第二百六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、

山梨県土整備部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
令和二年六月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域
平成二十六年山梨県告示第二百四号中の標柱番号十九号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号三十六号の標柱を結んだ線、標柱番号三十六号から五十四号までの標柱を順次結んだ線、標柱番号五十四号と同告示中の標柱番号二十号を結んだ線及び同標柱番号と同告示中の標柱番号十九号を結んだ線に囲まれた区域

押手沢	標柱番号	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四		
	郡	山梨市	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	市	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	町村	牧丘町	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	大字	西保中	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	字	古宿道上	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	地番	二〇四二番一	二〇四一番	同	二〇四〇番	同	二〇三八番一	同	二〇三三番	二〇三四番地先	道路敷	同	二〇三七番	同	同	同	同	同	二〇三七番地先	水路敷	同	同

山梨県告示第二百七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和二年六月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和二年六月十八日
- 二 指定道路の位置 富士吉田市上吉田東二丁目三千五百五十六番六及び三千五百五十六番十二
- 三 指定道路の幅員 六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 三十一・九四メートル

公 告

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和二年六月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社フォレストモール 代表取締役 今西弘康 東京都新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友ビル十一階 外二者
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 フォレストモール富士河口湖 山梨県南都留郡富士河口湖町小立字白木平八千七番一外
 - 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾啓治	マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾啓治

静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地
一 外十一者
静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町千二百九十五番地一 外十一者

- 3 変更の年月日 令和元年十一月一日
- 三 届出年月日 令和二年六月五日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和二年十月二十六日まで

● 地方卸売市場の認定

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十三条第一項の規定により、次の卸売市場を地方卸売市場として認定をした。

令和二年六月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

開設者の名称及び住所	地方卸売市場の名称	地方卸売市場の位置及び取扱品目
山梨青果荷受株式会社 山梨県甲府市国母四丁目一番四号	丸統 富士吉田青果地方卸売市場	山梨県富士吉田市上吉田東一丁目七番一〇号 青果
株式会社山梨園芸市場 山梨県甲府市住吉五丁目一番八号	地方卸売市場 山梨園芸市場	山梨県甲府市住吉五丁目一番八号 花き
甲府市 山梨県甲府市丸の内二丁目一八番一号	甲府市地方卸売市場	山梨県甲府市国母六丁目五番一号 青果及び水産物
株式会社山梨食肉流通センター 山梨県笛吹市石和町唐柏一〇二八番地	山梨食肉地方卸売市場	山梨県笛吹市石和町唐柏一〇二八番地 食肉

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条及び第十七条第一項の規定による届出が次のとおりあった。

令和二年六月二十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
山口かおる後援会	山口憲治	山口雅人	上野原市上野原一八六三	令和二年五月十一日	令和二年五月十一日
正新会	大島朝明	成島宏	北杜市須玉町若神子一五六九一	令和二年五月二十四日	令和二年五月二十五日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	山梨県林業政治連盟	棚本佳秀			令和二年四月一日	令和二年五月二十日
旧	山梨県林業政治連盟	渡邊雄司				
新	自由民主党豊富支部	石原宏		中央市浅利二九七〇	令和二年四月一日	令和二年五月二十二日
旧	自由民主党豊富支部	山土井儀一		中央市木原一〇七四		
新	全日本不動産政治連盟山梨県本部		塩崎正貴		令和二年五月二十八日	令和二年六月一日
旧	全日本不動産政治連盟山梨県本部		岩間靖典			

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
英光会	三浦玄吾	三浦玄吾	南都留郡忍野村内野二一〇一五	令和元年十二月三十一日	令和二年五月十四日
かわばい井出そーいち後援会	井出総一	井出昌克	南都留郡富士河口湖町浅川一一七四一一	令和二年五月十八日	令和二年五月十八日

アルプス進輪クラブ	花輪 尊清	花輪 健	南アルプス市十五所四四〇	令和二年五月一日	令和二年五月十日
はくふう会	相原 豊	川手 真	南アルプス市西野二六三二	平成三十一年四月二十八日	令和二年五月二十一日
明友会	一瀬 明	宮下 宏	中央市山之神四一八七	令和二年六月一日	令和二年六月三日

山梨県選挙管理委員会告示第三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和二年六月二十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

一三、八三八

山梨県選挙管理委員会告示第三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和二年六月二十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

一八一、九八〇

山梨県選挙管理委員会告示第三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四

十方に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和二年六月二十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

選挙区名	三分の一の数
西八代郡・南巨摩郡	一四、七六一
中巨摩郡	五、三一九
南都留郡	一二、八五九
甲府市	五一、八六八
富士吉田市	一三、六七五
都留市・西桂町	九、七〇〇
山梨市	九、八一二
大月市	七、〇二〇
韮崎市	八、二三八
南アルプス市	一九、六八四
北杜市	一三、四六一
甲斐市	二〇、六五八
笛吹市	一九、三一〇
上野原市・北都留郡	七、〇九三
甲州市	八、九三三
中央市	八、二四〇

その他

● 審理の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条の規定による審理を次のとおり開始する。

令和二年六月二十五日

山梨県収用委員会

- 一 起業者名称 山梨県
- 二 収用事件名 甲府都市計画道路事業三・四・三十三号大手二丁目浅原橋線及び三・四・四号城東三丁目穴切線
- 三 審理の期日 令和二年七月八日（水）午後一時三十分から
- 四 審理の場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館四〇三会議室

正 誤

- 令和二年六月一日付山梨県公報「第一〇〇号」は「第百号」の誤り。
- 令和二年六月四日付山梨県公報「第一〇一号」は「第百一号」の誤り。
- 令和二年六月八日付山梨県公報「第一〇二号」は「第百二号」の誤り。
- 令和二年六月十一日付山梨県公報「第一〇三号」は「第百三号」の誤り。

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 令和二年六月八日（第一〇二号）山梨県公安委員会告示第五十四号（信号機の設置等交通規制の告示の一部改正）

ページ	段	行	誤	正
二九〇	下	終わりから	五、六〇五	五、六一二
二九一	上	一	五、六〇六	五、六一三
		一	五、六〇七	五、六一四
		四	五、六〇八	五、六一五
		七	五、六〇九	五、六一六
		十	五、六一〇	五、六一七
		十三	一一、〇二四	一一、〇三四
		終わりから	一一、〇二五	一一、〇三五
		十二	一一、〇二六	一一、〇三六
		終わりから		
		十一		
		終わりから		

下	八	終わりから	一一、〇二七	一一、〇三七
五	終わりから	一一、〇二八	一一、〇三七	
二		一一、〇二九	一一、〇三八	
二		一一、〇三〇	一一、〇三九	
			一一、〇四〇	